

知事公館等で使用する電力需給契約に関する質問書

No.	質問に係る公表資料の 名称及び該当箇所	質問内容	回答欄
1	北海道知事公館等電力需給契約（従量電灯B・C）契約書（案） 第8条（料金の請求及び支払）	①毎月の検針日から15日以内に請求とあるが、 45日以内に変更することは可能か ②請求は全地点をまとめて一括で行ってよいか	①できません。 ②よろしいです。
2	よくある質問 No26 web検針票について	検針票はwebで発行可能だが 請求書も同じくweb発行は可能か	協議によりWEB発行可能です。